

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 1 1 国名： ガーナ 担当： 農村開発部
案件名： 水産振興計画準備調査
調査区分： プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2014年3月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における水産施設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 ：6月上旬
- (5) 契約交渉 ：6月中旬

5 業務の目的

ガーナ沿岸海域は、ギニア湾海流等の影響で季節的に湧昇流が発生し、生産性の高い海洋環境が形成されている。ガーナはアフリカでも有数の漁業国で、トロール漁業などの大規模漁業と沿岸小型漁船、カヌーによる沿岸漁業が盛んに行われ、海岸延長550km(大陸棚面積約2万km²)ながら、年間約32万トンが漁獲されている。その中でも、伝統的なカヌーによる漁業は漁獲量の約7割を占める（2010年）。漁民は約11万人で、近年の経済成長に伴うGDPの拡大により水産業のGDPに占める割合は4.4%（2007年）から1.7%（2011年）へと低下しているが、漁業における雇用率はガーナ全体の約10%を占め、1人当たりの年間水産物消費量は約30kgに達し、世界平均の16.7kgの約2倍と有数の消費国である（2007年）。このため、高い水産物需要に国内漁獲量が追いつかず、約19万トンの水産物を輸入している（2011年）。ガーナにおける近代的な大規模漁港はテマ漁港とセコンディ漁港であり、この2港のみが製氷施設を有する。テマ漁港は遠洋漁業、セコンディ漁業は沿岸漁業が主流である。

セコンディ漁港の課題として、利用者の増加による漁港の混雑や効率性の悪化、水揚施設や荷捌場、製氷施設等の不足や老朽化による漁獲物の品質低下が挙げられる。特に、水揚げされる小型魚は、適切な保存技術・設備がないために廃棄されており、漁民は収入機会を逸している。

かかる状況を打開するため、ガーナ国政府はセコンディ漁港における埠頭延長、波除堤の建設、船揚げ斜路の建設、冷蔵庫、製氷機を2010年、わが国に要請した。

本概略設計調査（以降、本調査とする）は、要請案件の必要性・妥当性・緊急性を詳細に検討し、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、基本設計を行うことを目的とする。

[要請内容]

2010年に要請書に記載された要請内容（要請金額10.0億円）。但し、現在改めて要請書を取り付け中。詳細は、本調査で確認。

- (1) 係留岸壁の延長（160m）
- (2) 波除堤の建設（100m）
- (3) 船揚げ斜路の建設（350m²）
- (4) 製氷施設の建設（15t/day）
- (5) 冷凍庫（50m³-100m³）

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域：セコンディ-タコラディ市

(2) 業務内容

ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証

- イ プロジェクトの実施体制の確認
- ウ サイト状況調査
- エ 他ドナーによる水産分野援助事情調査
- オ 自然条件調査
- カ 水産物流通状況調査
- キ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
- ク 土木設計調査
- ケ 施設設計調査
- コ 機材計画調査
- サ 調達事情調査
- シ 施工計画調査
- ス 環境社会配慮調査
- セ 相手国負担事業の確認
- ソ 広報効果発現のための計画の策定
- タ プロジェクト内容の計画策定
- チ プロジェクトの概略事業費の積算
- ツ 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- テ プロジェクトの評価/事業効果（インパクト）の測定

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2013年6月下旬)
- (2) インセプションレポート (2013年6月下旬)
- (3) 現地調査結果概要 (2013年8月中旬)
- (4) 準備調査報告書案（和文・英文） (2013年10月中旬)
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書（和文・英文） (2013年10月中旬)
コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む
- (6) 概要資料（和文） (2014年1月上旬)
- (7) 準備調査報告書（和文・英文） (2014年2月下旬)
- (8) デジタル画像集 (2014年2月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/運営維持管理計画(評価対象予定)
- (2) 施設設計/水産物流(評価対象予定)
- (3) 土木設計
- (4) 自然条件
- (5) 機材計画/調達計画
- (6) 環境社会配慮

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 調査にあたっては、基本設計調査「セコンディ漁港整備計画」(1996年)の報告書、事後評価結果報告書等、既存資料等を十分に活用し、効果的・効率的な調査を行う。
- (3) JICA設計・積算室による精査が全て完了する前に閣議用概要資料の提出をすることがあり得る。スケジュールを鑑み、対応可能な体制とすること。
- (4) 施設・機材計画の検討に当たっては、別途実施した「地産地消ビジネス事業準備調査(BOPビジネス連携促進)」(2012年)の調査結果及び調査実施企業による今後の事業計画も調査のうえ連携可能性を協議・確認し、土木・施設・機材計画に反映する。
- (5) 本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定。
- (6) 機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書を作成可能なレベルとする。
- (7) 参考資料：

ア 『ガーナ共和国 セコンディ漁港整備計画基本設計調査報告書』(1996年12月)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000038992>

イ 『無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価（ガーナ）報告書』(2007年3月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/pl_2006_jigo/ghana/index.html

ウ 『ガーナ共和国 地産地消ビジネス事業準備調査(BOPビジネス連携促進)報告書』(2013年3月)

ウについては、JICA農村開発部乾燥畑作地帯課(TEL:03-5226-8440)にて閲覧可能。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。